

木祖村差別をなくし人権を擁護する条例

平成 11 年 12 月 24 日

(目的)

第 1 条 この条例は、基本的人権と法の下での平等を定める日本国憲法、世界人権宣言及び人権尊重の村宣言（平成 7 年 1 2 月 2 2 日木祖村議会議決）を基本理念とし、あらゆる差別をなくし人権擁護を図り、もって明るく住みよい木祖村の実現に寄与することを目的とする。

(村の責務)

第 2 条 村は、前条の目的を達成するために必要な施策を推進し、村民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(村民の責務)

第 3 条 村民は、相互に基本的人権を尊重し、人権の擁護に関する村の施策に協力するとともに、自らも人権を侵害する行為をしないよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の充実)

第 4 条 村は、村民の人権意識の高揚を図り、人権を擁護する社会的環境を醸成するため、人権教育及び啓発活動の充実に努めるものとする。

(調査研究等の実施)

第 5 条 村は、第 1 条の目的を達成するための施策の推進に関し、必要に応じ、調査研究等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第 6 条 村は、人権の擁護に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県及び関係団体と連携し、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権擁護審議会)

第 7 条 村長の諮問に応じ、人権の擁護に関する重要な事項を調査審議するため、木祖村人権擁護審議会（以下、「審議会」という。）をおく。

(組織)

第 8 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

(1) 村議会議員

(2) 学識経験者

(任期)

第 9 条 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 10 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人をおき、委員の互選による。

2 会長は会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第 11 条 審議会の会議は会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(幹事)

第 12 条 審議会に幹事をおくことができる。

2 幹事は、役場職員のうちから村長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(補則)

第13条 この条例に定めるものの他、必要な事項は村長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。